

○和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例

平成13年12月27日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について必要な事項を定めることにより、環境美化の促進を図り、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等の収納に用いられた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他これらに類するものであって、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を持ち帰らず、これらを収納するための容器以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 飼い主等 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 土地所有者等 市内に土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置（以下「ポイ捨て等」という。）の防止のために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又はこれらを収納するための容器に収納しなければならない。

2 市民等は、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(飼い主等の責務)

第5条 飼い主等は、飼い犬を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬がふんをしたときは、当該用具に入れて持ち帰り、適正に処理しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、環境美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 ポイ捨ての原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、若しくは占有し、又は管理する土地の環境美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨て等の防止に関する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第8条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(飼い犬のふんの放置の禁止)

第9条 飼い主等は、道路、公園、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人が所有し、若しくは占有し、又は管理する場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 自動販売機によりポイ捨ての原因となるおそれのある飲食物等を販売する事業者は、当該自動販売機に隣接した場所に空き缶等を回収する容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(環境美化推進地域の指定)

第11条 市長は、ポイ捨て等を防止するため、特に必要があると認められる地域を環境美化推進地域（以下「推進地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、推進地域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により推進地域を指定し、又は変更し、若しくはその指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(施策の重点実施)

第12条 市長は、推進地域において、ポイ捨て等の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(美化推進員)

第13条 市長は、ポイ捨て等の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員を委嘱することができる。

(立入調査)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員を空き缶等の散乱の著しい場所若しくは飼い犬のふんが放置されている場所又は自動販売機若しくは空き缶等を回収する容器が設置されている場所に立ち入らせ、ポイ捨て等の防止に必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び命令)

第15条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、当該空き缶等又は飼い犬のふんの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、第10条の規定に違反している事業者に対し、空き缶等を回収する容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(公共の場所の管理者への要請)

第16条 市長は、公共の場所に空き缶等のポイ捨て又は飼い犬のふんが放置されていることにより、市民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該公共の場所

を管理する者に対し、ポイ捨て等の防止に関する必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。